

第十五回 参議院農林委員會會議錄第七号

昭和二十七年十二月八日(月曜日)午後一時五十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 山崎 恒君
理事 滝井治三郎君
三橋八次郎君
東 隆君
西山 龜七君
宮本 邦彦君
藤野 繁雄君
羽生 三七君
岩崎正三郎君
小林 亦治君
中馬 辰猪君

委員

衆議院議員

事務局側

常任委員 安樂城敏男君
会専門員
常任委員 倉田 吉雄君
会専門員

農林省農地局建設部災害復旧課長 堀 直治君

本日の会議に付した事件
○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院送付)

○委員長(山崎恒君) 只今から農林委員會を開会いたします。

本日は国鉄貨物等級改訂の件及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案を予定したのであります。

第九部 農林委員會會議錄第七号

昭和二十七年十二月八日【参議院】

が、国鉄貨物等級改訂の件につきましては、都合によりこれを延期することにしたので、只今から農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案の審議に入ることといたします。

先ず提案者及び農林当局から法律案の内容、関連事項及び配付資料等について説明を求めるといたしました。思います。衆議院の提案者代表の中馬代議士であります。

○衆議院議員(中馬辰猪君) 実は前国会におきましてこの法律案の提出を予定いたしましたので、各党各派挙げて御賛成が願えておつたのであります。たまたま打ち解散によりまして、この法律案が日の目を見ることができなくなりましたので、改めて今国会におきまして提出をいたしました次第でございます。

提案の理由につきましては、すでに先般の当委員会におきまして御説明を申上げましたが、改正の第一の要点は、いわゆる超過事業というものの概念を、これは災害復旧におきましては非常に関連した概念であるから、この超過事業という概念を抜き去りまして、原形復旧等超過工事というものに對しましてはすべて六割五分の国庫補助をいたしたい。前の国会において、この法の改正以前において、例のルース台風がございまして、地元の負担というものが非常に過重でございまして、これを何とか高額の補助しなければいかんというので、例のルース

下式の高額補助というものの一部改正案が通過いたしましたのでございしますが、当時におきましても原形復旧と超過工事という二つの概念がございまして、原形復旧に關しましては、例の高額補助制度が制定せられましたが、超過工事に關しましては、依然として五割の補助金ということに相成つております。これではとても農民諸君が災害復旧に關しまして非常な負担と相成りますので、この原形復旧と超過工事、二つの概念というものを一緒にいたしまして、両方に六割五分の補助をいたしたいということが第一点でございます。

第二点は御承知の通り今まで一箇所の工事の費用が十五万円以上のものが補助の対象と相成つておりましたけれども、これを改正いたしまして一箇所の工事の費用を十万円以上ということにいたしましたのであります。これによつて今まで補助を受けることができなかったいわゆる小規模の災害復旧というものも非常に恩恵に浴するわけであつて、二つとも全国農民、町村或いは府県市町村においても非常に熱望いたしておつた改正案でございます。どうか皆さんがたの満場の御賛成をお願い申上げたいと思つております。

なお予算その他につきましては御質問に應じてお答えいたしたいと思つております。

○委員長(山崎恒君) 農林省の農地局建設部災害復旧課長の堀さん。
○説明員(堀直治君) 御説明申上げた

と思つております。この法案は只今提案者のほうから御説明がありましたように本年度から施行いたしたいというので、適用の第一項に二十七年一月一日以降の災害に適用するといふふうに書いてございまして、これは十五万円を十万円に切下げますのは一々現地の査定或いは寫真等による机上査定を一区、一地区やる必要がございまして、過年度に遡りましたものはそういうことを事実上やるのが困難であるといふために本年度から施行するということにいたしましたわけでありまして、本年度と申しましても融雪災害、十勝震災等ございしますが、大体本年度からはこつたつたような方向で進みたいといふ希望がございしたので、一応各地区とも調書をとりまして十万円以上十万円未満のものについて調べてございまして、この法案が通りますれば直ちに事業の査定をいたしまして、査定額で大蔵省のほうに予算の要求がございまして、本年度からいたして、そういう関係で本年度からいたしてあるわけでございます。

その次の超過工事を本年二十七年の三月三十一日以降の分にだけ適用いたしますのは、すでに補助金を出してしまつたものにつきましてはなかなかこれをもう一度取上げてやり直しをするということが事実困難でもあり、又そういうふうに補助金を先に出したものはそれだけの事業を早くやつたとか或いは金騰のほうも返落ができたとかいふような利益も受けてあ

ることでもございしますので、これも書類の手続上本年度以降に残つたものだけに對して補助金を出したいということになつておるわけでございます。それでこの改正によりましてどの程度予算が増額いたしますかということにつきましてはお手許に差上げました表の「農林水産業施設災害と公共土木施設災害との比較」の、その次の「本法律改正に伴う国庫補助金要増加経費」の欄に大体載せておきましたが、十万円から十五万円までのものにおきまして、農地の関係におきましては五億三千七百一十千円、それから林道の関係におきましては八千二百二十二万三千円、漁港はこれは一個所が割合に大きいものでございましてからあります。只今のところ合計いたしました六億一千二百三十九万四千円に本年度の災害に對して増額になるという見込みでございます。これは本年度災害が約百四、五十億になつておりますので、利子といたしましては金額的には五割程度になるといふふうに考へております。

それから第二点の超過工事を廃止いたしまして、例えば公共施設におきましては全部六割五分の補助率を適用する、従つて前の現行の法律におきましては五割でございますから一割五分の補助金が増るわけでございますが、こういう改正に伴います金額は二十六年度までの工事について二十六年度までに起りました災害について調べましたところ、農地が六億六千八百三十九

ほかのものよりも率がいいこと、或いは又土地改良方面におきましても内地の土地改良の補助率と北海道のほうが違うことは多少意味が違うのではなからうかと考えております。目下のところ北海道だけに對しまして補助率を増嵩するといふ考え方はいたしておらないわけでございます。

○三浦八次郎君 過年度事業の廃止による経費の増は二十六年度までに約七億三千万円ございしますが、二十八年度の分は予算に要求してあるということでございますが、二十七年年度の分はどのくらい経費になりましたか、又その予算的措置はどうするつもりでございますか。

○説明員(堀直治君) 二十七年年度の災害につきましては目下まだ調査中のものでございまして、全体的な数字はまとまっておられませんけれども、一應農地局関係について申し上げますと、農地の事業費が査定額が二十四億二千二百二十七万二千円、農業用施設におきましては百五十二億六千八百六十四万六千円、合計百七十六億九千九百一十八万八千円というふうになっております。このうちの八、九月以降の災害を除きましては約二六%に相当する補助金が現在出てあるわけでございます。なお残りの八、九月以降の災害につきましては、目下大蔵省のほうに予算を要求中でございます。従いまして只今議会のほうにお出ししてございませぬ補正予算の要求におきましては八、九月以前の災害の二六%と三〇%との差額を出して頂きたいということ、それから八月、九月以降の災害の分に對して三〇%だけ出して頂きたいといふふうになつておるわけでありませぬ。

ところが高率補助の分につきましては本年度の災害が全部まともりませんと、これは村別に計算をしないと金が出て参りませんので、これは本年度の災害がまともりましたら至急計算をいたしまして来年度以降の補助金の要求をしたい、このように考えておるわけでありませぬ。

○宮本邦彦君 先ほど災害復旧課長からの御説明で以て箇所数が約九千九百所くらい増えるというお話なんですが、小さいものをつて行けば行くほど箇所数が減ることは、これは当り前な話です。これは私は非常にいいことだと思つております。ただ実際問題として、こつやつて國會で以て新しい予算をとりますけれども、本当は大事なものは執行の面じゃないかと思つて見ます。で、災害復旧の地帯を調べて見ますというのと大体においてこの執行の面が多少ルーズの面があるのじやないか、で、その証拠には今年あたり会計検査院が現地をずつと廻つていゝので、その検査の成績は余り芳しくないようではなかつたり申上げますと……

で、それはどういふところに基因するかという先ず第一番に執行の面で現場の指導だとか監督だとか、そういう一面が非常に足りないようです。一つたの例を申上げますという茨城県の手という所に、あれは県の湖南耕田出張所という所があるのですが、こことの関係、丁度昨年の災害復旧箇所が二百箇所ちよつと越しておるそうなんです。ところが県のほうの職員の話によると、こつと全くそれだけの災害復旧を兼任で担当しておる、その支所の人ばかりが一人というのです、あとに來たものは応援の形でやつておる。で、災害復旧があるという技官の人は全部總員で出ておるして災害復旧計画を立てるのですが、中間で以て一回指導に行ければいいほうで、あとは補助金を流す関係上検査には行くところ、それがそれも旅費やその他が少いからそういう管内の出張には一日幾らと言つていまして、何でも事務官の丁度半額の日当しかもらえない、而もそれでやつて災害というのには御存じのうちに予定した事業をやるのでなくして不意に出て来るものだから昼夜兼行でやつておるという状態で、昨年の災害復旧は平均一箇所技官が三回まで行かなかつたという結論になつておるのです。で、こつやつて一箇所の単価が復旧費と言いますか、一箇所の復旧費というものが十万円と下げて参りますと……監督指導というか、それがしにくくなるのじやないか、こつやつて点を従来農林省ではどういふ監督指導のほうを比率で指導費というのを見てもいいでなからうか、又今度この法案が出まして箇所数が減るというふうな場合にどういふふうになつておいでになるか、私は現状はともかく足りないといふことだけは見て來たんです。で、災害復旧課長から御説明頂きたいと思ひます。

○説明員(堀直治君) 只今御指摘頂きました点につきましては私も日夜心を砕いて何とか十分な指導監督をするように心懸けておるわけでございますが、何しろ災害は突発的に起りますので、県の技術陣容といふものと合つたようにはなつてくれません。例えば山口県のような所では耕地課の全員が僅か百数十名しかおらなかつたところへ二十六年度には百億を越すような農地の災害が起りました、非常なオーバ

ー・ワークになりました、従いまして技術官もろくに災害地を見て歩くことすらできないといふようなことも事実なものであります。こつやつていふようなものに対して、至急技術官の増員をするように県のほうにもお話をいたしておるわけでございますが、なかなか人事の交流が今の地方制度の下におきましては簡単に参りませんので、災害が起つたらすぐ人に廻すようなことができないといふことになつております。こつやつていふような点からしましても、何か少し災害なら災害に対する予備の人員といふようなものがプールされまして、災害が起つたところに至急に人を廻すことが出来る措置がそれなにもないものだらうかといふことも実は研究もいたしておりますけれども、何と今もこのところ目鼻が付いておるわけでもありません。止むを得ませんものでございまして、できるだけそういう地方には人を増員し、又人の世話もいたしまして補給するようにやつております。それからなお又こつやつたようなことが起りますと歩く足の問題があるわけでありまして、できるだけ国から出します事務費その他で以て自動車なりジープのようなものを購入して、一人当りの能率を高めるようにいふような指導もいたしておるわけでありませぬ。で、こつやつた費用につきましては工事費の五・五%を地方事務費といたしまして、これを府県に流しておるわけでありませぬ。従いまして府県はその工事費の五・五%に對しまして地方事務費を含めまして、国の補助率は農地については五割、農業用施設については六割五分といふふうにおの／＼の事業の補助率に

相当する補助金を國から出すというふうな仕組になつております。それでこの事務費が多いか少いかという問題になつて参りますけれども、今のところはこの地方の定員の問題とか或いは総体の枠の問題とかいふことから考えますと、それほど全体といたしましては少いといふふうには聞いております。ただ部分々々につきまして、県の事情により多少の五・五%の補助率、事務費の率が少いといふところもございまして、そのうちところは彼此流用いたしまして過不足のないように努めてはおりますが、十分といふわけにはまだ参らんと思つております。できるだけ参らんと思つております。災害の指導を十分にやりますと、会計検査院その他から御指摘のないように努めてはおりますけれども、今申上げましたような事情で満足な点に至らんことを非常に残念に思つております。

○宮本邦彦君 まあ災害復旧課長のお話でもつて御苦労の点は分りますけれども、これは御存じのように今度物価はどつちかと言いますと今日御承知のように指数は下つております。むしろ物価指数は幾らか下り目の傾向にあるといふときに、最も大事な地方は人の問題で、中央でもそうだし地方でもそうだし、給与ベースのベース・アップといふようなことでもつてこのほうは上る一方なんです。而も災害復旧の面倒を見なければならぬ箇所数は多くなる、丁度逆の現象がこゝに起つて來ておる、こつやつたような法律案を出すとき、これはこつやつた当然なる結果はやはり考えなきやならない。まあ五・五%がいいか或いは七%がいいか、

そういうことはもう一度一つ災害復旧課長のほうでも御研究頂いて、成るべくいい仕事をやつて頂くようにお願いしたいと思ひます。お答は結構です。

○東國君 土木災害の場合に、十五万円を十万円に下げた理由のその一番大きいものは、この災害にかつた場合に十万円以下のもは直さずそのまゝぶんでおつたのが大分あるわけですから。それは又この次に災害にかつたときにそれを大きくして国でやつてもらうと、こんなような……これはさもしい考えかも知れないけれども、そういうようなのが非常に多くある。私、そういうようなものを府県でもつて大分見ましたが、農業の場合においては、私は稼業がそれできなくなるというふうな関係で、これはやる希望は非常に多いと思ひますが、北海道のような場合には少し問題が違ふと思ひます。それは、多少やられても、これはもう犠牲にしてそのままにしておくとなんやうなことになるか、私は農地改革が行われた後における耕地というものは、これは農家が完全な耕作権を持つておるといふだけで、最終の所有権は私が持つておると、こんなやうな考え方をするのが当然だと、こゝろ思つておるのですが、その考え方から行くと、農地の回復或いはその他の部分についての回復に私は国が大きく助成をするのが当然であると思ひ考へて来るわけですから。その場合に、北海道のような場合に、みず／＼負担能力がないためにやり得ない、こゝろいうような場合がこれは各方面にできて来るわけですから。恐らく大抵の場合に、もつと大きな助成率をやつておる

場合、災害というのは、これは一番みじめな場合なんです。そういうやうな場合に、私はもつと大きな助成率を考へなければ、負担能力のない府県よりも、そんなに資力のない、まだ資本蓄積の少ない北海道として、これはどうして別に特別法を作るとか或いはその他でやらなければ解決がなかつ／＼困難じやないかと、こゝろいうことを考へますので、くだいようですけれども、大きな面積を持つておるほうが却つてやり易いんだと、こんなふうにお考への上でうですけれども、これは私は却つて間違ひだらうと思ひます。そういうふうに考へますので、その点について私の申したことに若し反対のやうな条件がございしますならお伺ひしたいのです。

○説明員(堀江治君) 只今のお話につきましては、別に反対意見というわけではございせんけれども、ただこの法律を作りますときに丁度アメリカ軍の占領下にございまして、農地の災害というやうなものには補助金を出すべきではない、アメリカのやうなところではもう災害を受けたところはど／＼捨ててしまつて違ふ所に行くのだというやうな非常に我々のほうの事情と違ふ観念をお持ちのかたちと折衝をいたしましたので、なか／＼制限その他がやかましくつたわけでありました。その後多少緩和をして頂きまして農地の災害につきましても今まで政府が戦前にやつておりました大体のところまでは戻して頂いたわけにございすけれども、なおまだ農地につきましては五割の補助、これは多少私有財産的な意味が非常に大きいということで差別がついておるわけにございまして、この点につきましては、ほかの農作物の価

格の問題とか或いは集荷の問題とか、いろいろ農業政策等の関連もあることと思ひますので、よく研究いたしまして、改正する機会も又あると思ひますので、それまでに十分検討して行きたいというふうに考へております。

○委員(山崎恒君) ほかに質疑はございせんか。では質疑は本法案については本日はこの程度にいたしましてよろしうございすか。

○委員(山崎恒君) そうしますと、お諮りいたしますが、この法律は只今衆議院のほうでまだ上つて参りませんので、次の水曜日に又この法律の質疑をいたしまして、衆議院の審議の状況をお勘案して、金曜日に十二日に質疑をして、こゝで大体上げるやうな方向に持つて行きます。審議を進めたい。これはもう衆議院のほうの審議の進行状況と睨み合はなければならぬと思ひますが、そういう計画で行きたいと思ひます。御承知願ひたいと思ひます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山崎恒君) では本日はこれで散会いたします。

午後二時四十九分散会

十二月六日本委員会に左の事件を付託された

- 一、海岸保全法を農林省の所管とするの請願(第五六〇号)
- 一、農林漁業組合再建整備に関する請願(第五六三号)
- 一、草地農業振興臨時措置法制定に関する請願(第五六四号)
- 一、積雪寒冷作地帯農業振興事業に関する請願(第五六五号)
- 一、自作農創設維持資金融通制度確

立に関する請願(第五六六号)

- 一、国有牧場の利用権設定に関する請願(第五六七号)
- 一、民有林造林事業費国庫補助に関する請願(第五六八号)
- 一、国有林野整備臨時措置法改正に関する請願(第五六九号)
- 一、北海道、東北両地方の急傾斜耕地等に関する請願(第五七〇号)
- 一、災害復旧耕地事業の早期完成に関する請願(第五七一号)
- 一、土地改良事業促進に関する請願(第五七三号)
- 一、めい虫防除費国庫補助増額に関する請願(第五七二号)
- 一、砂糖行政改正に関する請願(第七一四号)
- 一、菓子用砂糖の隨意契約による売却制度廃止の請願(第七一五号)
- 一、農業共済保険金支払促進に関する請願(第七一八号)
- 一、積雪寒冷作地帯振興臨時措置法に伴う国庫補助増額等の請願(第七一九号)
- 一、農業災害復旧費国庫補助等に関する請願(第七二〇号)
- 一、植林事業補助金増額に関する請願(第七二五号)
- 一、米価決定に関する請願(第七二六号)
- 一、米価改訂に関する陳情(第七二五号)
- 一、農協青年組織の育成強化等に関する陳情(第七二六号)
- 一、林業技術普及員増員等に関する陳情(第七二八号)
- 一、森林組合技術員設置費助成に関する陳情(第七二九号)
- 一、森林組合技術員設置費助成等に

一、食糧自給促進法制定に関する陳情(第七二九号)

- 一、森林組合技術員設置費全額国庫負担等に関する陳情(第七三〇号)

第五六〇号 昭和二十七年十一月二十四日受理

海岸保全法を農林省の所管とするの請願

請願者 鳥取県西伯郡外江町 長 高柳光榮

紹介議員 中田 吉雄君

農地保全堤防補強事業については、かねてから法律上の根拠に基づき計画的かつ飛躍的に推進を図るための法案が議員發議により提案されたが、建設省の系統から海岸堤防に関する管理行政上の所管権限の故か海岸保全法との調整の申出があり、その結果海岸保全法の修正により去る七月二十六日参議院に提案されたが審議未了となつたもので、本法は農民に直接利害関係があるから、所管を農林省に属するやう措置せられたいとの請願。

第五六三号 昭和二十七年十一月二十五日受理

農林漁業組合再建整備に関する請願

請願者 岩手県議會議長 村上 順平

紹介議員 川村 松助君

農林漁業組合再建整備法の制定により、本法による該当組合は多額の欠損金の陳腐化した固定資産、その他固定化債権、固定化在庫品等のため資金の調達と金利の重圧に悩み、一方事業資金の導入に著しい困難をきたし、経営ははたはた窮乏している現状であるから、これら組合の再建を促進するた

めに、農林漁業組合再建整備の助成を、大輸に増率拡大することは論議のこ、再建整備のための資金を農林漁業資金融通法による融資対象に加え長期低利資金を融通する等の積極的救援の方途を講ぜられたいとの請願。

第五六四号 昭和二十七年十一月二十五日受理

草地農業振興臨時措置法制定に関する請願

請願者 岩手県議会議長 村上順平

紹介議員 川村 松助君

国土の約一割に当るばう大な草地が未開墾のまま放置され、かつてその利用度が低く、利用方法が適正でないため、はなはだしく荒廃している現状に鑑み、これらの経済的集約地区を積極的に開墾利用保全して家畜を導入し、畜産を振興せしめ食糧の自給度を高めるとともに、農業経済の安定と人口収容力を増大させることは、刻下の緊急課題であるから、すみやかにこれが積極的立法ならびに予算等に関する総合的措置を講ぜられたいとの請願。

第五六五号 昭和二十七年十一月二十五日受理

積雪寒冷地帯農業振興事業に関する請願

請願者 岩手県議会議長 村上順平

紹介議員 川村 松助君

積雪寒冷地帯農業振興事業の促進を図るため、(一)積雪法による土地改良事業に採択される一地区面積制限を五町歩以上とし、これに伴う国庫予算を増額すること、(二)積雪寒冷地帯農業振興事業費国庫補助率を大幅に

引き上げること等の実現を期せられたいとの請願。

第五六六号 昭和二十七年十一月二十五日受理

自作農創設維持資金融通制度確立に関する請願

請願者 岩手県議会議長 村上順平

紹介議員 川村 松助君

農地制度改革における農民民主化と創設自作農家の維持育成は、わが国再建の基盤であるが、近時農村経済事情のひつ迫に伴い、農家経済は極度に困難に陥り、農地制度の改革による成果が、崩壊の危機に直面しているから、自作農維持保全対策として、農地を担保とする低利、かつ長期の自作農創設維持資金融通制度を確立せられたいとの請願。

第五六七号 昭和二十七年十一月二十五日受理

国有牧野の利用権設定に関する請願

請願者 岩手県議会議長 村上順平

紹介議員 川村 松助君

国有林野内牧野のうち、所屬替えから除外された面積は、北海道および北部七県において十町歩におよび、一方開拓政策実施当初は国有牧野が相当な面積にわたって開拓されて狭くなり、今後の有畜農家創設のためには、国有林野内の利用権を設定するより外ない実情であるが利用権設定のためには、多大の費用を要するので国庫補助をせられたいとの請願。

第五六八号 昭和二十七年十一月二十五日受理

民有林造林事業費国庫補助に関する請願

請願者 岩手県議会議長 村上順平

紹介議員 川村 松助君

現下民有林の造林事業は、造林臨時措置法ならびに改正森林法の施行に伴い、本法の適正なる運営と、他面国土緑化推進委員会の国民運動と相まって造林意欲は逐次高揚し、荒廃山林も漸次解消の域に向つていくことは慶びにたえないが、反面造林に対する国庫補助金交付の状況は、年間造林の七割程度に過ぎない少額のため、末端林業行政は非常なる困難に陥り、折角の造林助成事業をこすり手見送るものすら生じている現状であつて、林業行政運営上はなはだ遺憾であるから、全造林面積に対し国庫補助の措置を講ぜられたいとの請願。

第五六九号 昭和二十七年十一月二十五日受理

国有林野整備臨時措置法改正に関する請願

請願者 岩手県議会議長 村上順平

紹介議員 川村 松助君

全国国有林面積の約三十二パーセントを占め、その蓄積において実に七十二パーセントという広大な美林が集中している東北地方にあつては、住民の低い経済水準を克服するため、勢い国有林の払下げに依存しなければならぬ状態であるが、昨年六月施行になつた国有林野整備臨時措置法は、その条文はわずかに五箇条に過ぎず、しかも内容は文字通り国有林野の整備に終始するものであり、かつその実施について

も地方の実状に合わない点が多いので、これ等のあい路を開き、後進東北地方の開発に資するため、同法を改正して、(一)払下箇所を拡充し、(二)委託林、共用林を含めること、(三)土地の払下げは自措法なみとし、立木についても適正な価格とすること、(四)延滞債可能の方途を講ずること、(五)延納は二十五年とし、年担保とすること等の実現を期せられたいとの請願。

第五七〇号 昭和二十七年十一月二十五日受理

北海道、東北両地方の急傾斜耕地等に関する請願

請願者 岩手県議会議長 村上順平

紹介議員 川村 松助君

北海道、東北地方は山岳地帯であるため、急傾斜の耕地が非常に多く、土砂、肥料の流失による作物の減収は甚だしいばかりでなく、特殊土壌として当地方を縦貫する火山系の噴火により埋積した火山層、浮石の層は、作物の生育を非常に阻害するため、つねに充分な収量を見ることができない状態であるから、本年制定された急傾斜地帯農業振興臨時措置法、ならびに特殊土壌地帯災害防除および振興臨時措置法を本地方に適用せられたいとの請願。

第五七一号 昭和二十七年十一月二十五日受理

災害復旧耕地事業の早期完成に関する請願

請願者 岩手県議会議長 村上順平

紹介議員 川村 松助君

水害、雪害、干害等耕地の災害は年々累発し、その復旧費は多額に上つてい

るが、国庫補助金は三年から五年の間に分割交付されるため、事業が進捗よくしないばかりでなく、農家経済は多額の借入金償還など極めて憂慮すべきものがあるから、国庫補助金の増額と早期交付を図り、災害耕地の復旧に万全を期せられたいとの請願。

第五七三号 昭和二十七年十一月二十五日受理

土地改良事業促進に関する請願

請願者 岩手県議会議長 村上順平

紹介議員 川村 松助君

農林漁業の生産力の維持増進をはかるため、農林漁業者に対しては農林漁業資金融通特別会計法および農林漁業資金融通法により、長期かつ低利の融資が行われていくが、土地改良に関する右の特別会計予算はきん少であるから、その増額を図り、土地改良事業の促進に万全を期せられたいとの請願。

第六二二号 昭和二十七年十一月十六日受理

めい虫防除費国庫補助増額に関する請願

請願者 香川県議会議長 岡保一

紹介議員 三好 始君

香川県は、年々めい虫の発生により稲作に多大の被害を受け、これが防除には絶えず懸命の努力を払つてきたが、本県の如き零細農家の経済力をもつてしては到底経費の負担にたえず、とくに米麦を中心とする本県の如き農業県に対しては現在予定せられていた病虫害防除国庫補助金ではその施策の万全を期し難く、さらに本年のこの救済の成否如何は今後の農政運営上重大なる

響をもつものであるから、従来の補助額を超えた大幅な国庫補助金を交付せられたいとの請願。

第七一四号 昭和二十七年十一月二十七日受理
砂糖行政改正に関する請願

請願者 東京都台東区竹町一〇
日本キヤラメル工業組
合理事長 山本宗次郎

紹介議員 楠見 義男君

戦後鮮満、台湾などと砂糖の自由貿易は不可能で狭い国内のみ対象としているので、菓子業者は粗糖を相当量必要としながらもこれを入手する途はなく、不必要かつ不経済な精糖を使用し不利益を忍んでいる実情であり、しかも砂糖は輸入価格と業者が入手する価格との差が非常に大きいから消費額ならびに精糖業者の利潤を引き下げて安価な砂糖を販売されるときに製菓業界に粗糖輸入用外貨を割当てられたいとの請願。

第七一五号 昭和二十七年十一月二十七日受理
菓子用砂糖の隨意契約による荒却制度廃止の請願

請願者 東京都台東区竹町一〇
日本キヤラメル工業組
合理事長 山本宗次郎

紹介議員 楠見 義男君

随契約は、政府荒却価格が安くとも需要者の購入価格は市販価格と大差なく、また購入資金の融資不円滑により大部分の中小菓子業者はその恩恵に浴せず砂糖商から購入している実情で、かえって砂糖の価格は不安定となり、中小菓子業界を攪乱せしめる結果となるから、隨意契約に依る荒却制度を廃止せられたいとの請願。

第七五八号 昭和二十七年十一月二十八日受理
農業共済保険金支払促進に関する請願

請願者 福島県庁内福島県町村
会内 横山宗延

紹介議員 石原幹市郎君

農業共済保険制度は、不時の災害の際農業経営者の救済、安定をはかるため設定されているものであるが、保険金の支払は現在半年ないし一箇年以上の長日月を要する実状にあることは資金に悩む農家にとつて実効をそぐことはなほだしから、迅速なる支払方法を講ぜられたいとの請願。

第七五九号 昭和二十七年十一月二十八日受理
積雪寒冷地帯振興臨時措置法に伴う国庫補助増額等の請願

請願者 福島県庁内福島県町村
会内 横山宗延

紹介議員 石原幹市郎君

昨年十月に制定された積雪寒冷地帯振興臨時措置法は、気候に恵まれず寒冷地帯の農民に農家経営の安定と希望を与えたが、財政窮乏にあえぐ農家にとつては、現行の土地改良事業費の五ないし八割の地元負担は容易でないから、国家の補助予算を増額し補助率を引き上げるとともに、同法附則第二項を改正して恒久的事業とし、土地改良事業の対象面積に関する制限を即時撤廃せられたいとの請願。

第七六〇号 昭和二十七年十一月二十八日受理
農業災害復旧費国庫補助等に関する請願

請願者 福島県庁内福島県町村
会内 横山宗延

紹介議員 石原幹市郎君

終戦後における農業災害は、年々じり大なる額に達し、関係農家はしばしばこれが復旧費の補助金交付を申請しているが、昭和二十四、二十五年度完成分に対してさえいまだにその実現を見ないため、一時借入金をもつて充てている実情であるから、農業災害復旧費をすみやかに交付するとともに一時借入金の利子を国庫負担とせられたいとの請願。

第七六五号 昭和二十七年十一月二十八日受理
植林事業補助金増額に関する請願

請願者 福島県庁内福島県町村
会内 横山宗延

紹介議員 石原幹市郎君

戦後山林の荒廃は実に寒心にたえないものがあり、政府においてこれが対策として植林臨時措置法を制定し、補助金を交付して植林の奨励に努めているが、植林補助金当面積は認定調査面積に比していちじるしく減少している実状に鑑み、森林資源かん養のため、造林補助金を増額して各町村に計画通り植林増反できるように措置せられたいとの請願。

第七六六号 昭和二十七年十一月二十八日受理
米価決定に関する請願

請願者 福島県庁内福島県町村
会内 横山宗延

政府は米価決定に当つて、米価審議会案を無視して一方的に米価を決定した

が、国内生産量が需要量に充たない現状では、農家の増産意欲を阻害し、日本再建にも大なる影響をおよぼすから、同審議会の意志を尊重し、適正な価格を決定せられたい。なお、米価は供出開始前に決定することに規定されているにもかかわらず、従来供出開始途中で決定していることは、政府に対する不信を増大するばかりでなく供出意欲を減退させる結果となるから、規定通り供出開始前に決定せられたいとの請願。

第一七五号 昭和二十七年十一月十二日受理
米価改訂に関する陳情

陳情者 奈良県生駒郡郡山町筒井
一二一ノ一 松塚百太郎

まずい外米を高く買入れていながら国内生産の米価を不当に低く押えている現在の食糧政策は、農民の生産意欲をばらばら農家の生活をみじめなものにしていくから、米価を農民の働き甲斐ある価格に改訂せられたいとの陳情。

第一七六号 昭和二十七年十一月十二日受理
農協青年組織の育成強化等に関する陳情

陳情者 静岡市御幸町二ノ八静岡
県農協青年組合連盟
連絡協議会内 山口権一

農協協同組合の基礎を確立し、農村経済の向上を図るためには農協協同組合の青年組織を結成し、その活動を活発にする必要がある。しかるに多くの農村はこの組織がなく、既成の組織も充たない活動が行われていない現状であるから、農協青年組織の育成強化について必要な対策を講ぜられたい。なお広

大な農地や漁場を犠牲にする駐留軍射撃や航空基地の設定には絶対反対であるとの陳情。

第一七八号 昭和二十七年十一月十二日受理
林業技術普及員増員等に関する陳情

陳情者 茨城県水戸市南三ノ丸一
〇七茨城県町村会内 関井仁

林業技術普及事業は、合理的な林業技術を導入して農山村の経済的向上を図り、併せて国民経済に寄与するもので極めて重要な事業であるが、経済的に制約されているため、普及員の活動が十分にできない実情であるから、(一)普及員の増員、(二)普及事業費の増額、(三)試験研究費の国庫補助増額等適切な措置を講ぜられたいとの陳情。

第一九四号 昭和二十七年十一月十六日受理
森林組合技術員設置費助成に関する陳情

陳情者 広島県豊田郡河内町豊田
郡森林組合連絡協議会
内 田口員己外十二名

改正森林法により新しい森林組合が完足したが、森林技術の普及については危ぐされるところが多いから、私有林所有者の利益を図るとともに国土保全森林資源の維持培養に万全を期するため、森林組合技術員設置費を助成せられたいとの陳情。

第一九五号 昭和二十七年十一月十六日受理
森林組合技術員設置費助成等に関する

陳情

陳情者

広島県安芸郡戸坂村森林組合長 木村八千穂外二名

名

戦前戦後を通じて荒廃のはなはだしい広島県安芸郡の山林の復興を計るため、(一)森林組合技術員設置費の助成、(二)造林補助費の増額と苗圃設置の補助、(三)造林と育手入費の補助、(四)民有林施業実施計画費の増額等、必要経費の増額と相まつてこれらの事業を森林組合に委託せられ、計画の完遂を期せられたいとの陳情。

第一九六号 昭和二十七年十一月二十六日受理

食糧自給促進法制定に関する陳情

陳情者 佐賀県議会内農地常任委員

員会内 坂井靖弘外九名

土地改良、かんがい排水、交換分合、開拓建設、干拓等農地条件の改善整備を図ることが、食糧増産の要件であるが、現在の農家経済では到底その負担にたえ得ないから、すみやかに食糧自給促進法を制定して、これらの実施はもち論、さらに耕種改善、自作農創設維持資金の融資等万全の措置を講ぜられたいとの陳情。

第二一三号 昭和二十七年十一月二十七日受理

森林組合技術員設置費全額国庫負担等に関する陳情(一通)

陳情者 岡山県和気郡山田村森林組合長 相沢松市

森林組合の経済力は極めて貧弱であるため、技術員設置費を生み出すには相当な無理を生じ思いつた事業ができない現状であるから、(一)森林組合技術員設置費を全額国庫補助すること、

(二)病虫害の発生予防ならびに駆除費を増額すること、(三)造林事業費補助の単位引上げを図る等の措置を講ぜられたいとの陳情。

昭和二十七年十二月十九日印刷

昭和二十七年十二月二十日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局